

ハッピーカード規約

株式会社 天満屋ストア

〒700-8502 岡山県岡山市北区岡町13番16号

本規約をよくお読みのうえでお申込みください

第1条 (適用)

ハッピーカード (以下「カード」という) の契約については、ハッピーカード規約 (以下「本規約」という) が適用されます。

第2条 (会員)

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社天満屋ストア (以下「当社」という) に入会の申し込みをされ、当社が入会を認めた中学生以上 (満12才以上、小学生を除く) の方をいいます。

第3条 (カードの発行)

- (1) 当社は会員に対しカードを発行し、貸与します。
- (2) 会員は、カード裏面の署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。
- (3) カードは、カードに署名した会員のみが利用できるものとします。またカードの所有権は当社に属しますので、会員はカードを他人に貸与、譲渡または質入れ、その他の担保に使用することはできません。
- (4) 会員は、カードに格納された楽天Edyを利用して当社または当社の加盟店 (以下「加盟店」という) が行う各種サービスを受けることができます。
- (5) カードは、会員が退会または会員の資格が取り消されるまで有効とします。
- (6) 会員は、当社所定のカード発行手数料を支払うものとします。

第4条 (カードの利用)

- (1) 楽天Edyは、楽天Edy発行元の「楽天Edy サービス利用約款」が適用されるものとします。
- (2) 会員は、当社および加盟店で商品および役務・サービス (以下「商品等」という) の購入または提供を受けること (以下「商品購入等」という) にカードを利用できるものとします。ただし当社および加盟店が特に定める商品 (切手、商品券等) 購入等については利用できないものとします。

第5条 (カードの紛失、盗難)

- (1) 会員は、カードを紛失し、または盗難にあった場合には、直ちに当社にご連絡のうえ最寄りの警察署、または交番に届け出るものとします。
- (2) 会員が前項に反し、何の連絡も届け出もせず他人に不正使用された場合の損害は、会員の負担となります。

第6条 (カードの再発行)

カードが紛失、盗難、汚損、破損等により使用不能になった場合は、所定の手続きをしていただき、当社が相当と認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第7条 (届け出事項の変更)

- (1) 会員の住所、氏名、電話番号等に変更があった場合は、すみやかに当社へ届け出るものとします。
- (2) 本条 (1) の届け出を怠った場合または会員から届け出のあった会員の住所、氏名宛てに当社が通知書等を発送した場合にはそれらが延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に会員に届いたものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第8条 (業務の委託)

当社は、カードに関する業務の一部を委託する場合があります。会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第9条 (その他の承認事項)

- 会員は、次の各号を承認するものとします。
- (1) 本申込に関する必要事項を届け出ただけでない場合は、本申込をお断りする場合があります。
 - (2) 会員と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地、商品等購入地、または当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
 - (3) 当社の提供する会員サービスの内容は変更する場合があります。

第10条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 会員および申込者 (以下「会員等」という) は、会員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等

標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者 (以下これらを総称して「暴力団員等」という) および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ③暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

- (3) 当社は、会員等が本条 (1) もしくは (2) の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードを利用できないものとします。
- (4) 会員等が本条 (1) もしくは (2) のいずれかに該当した場合、または本条 (1) もしくは (2) の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。

第11条 (会員資格の喪失および退会等)

- (1) 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなくカードの利用中止、会員資格

の喪失等の措置をとることができるものとします。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。

- ①カード申込またはその他当社への届け出等で虚偽の申告をしたとき。
 - ②死亡、会員の責に帰すべき事由により連絡が取れない等、会員資格の継続が困難または不可能であると当社が判断したとき
 - ③本規約のいずれかに違反したとき
 - ④その他、当社が会員として不適当と判断したとき
- (2) 会員の都合により退会する場合は、当社所定の届け出とともにカードを返却するものとします。

第12条 (本規約の変更)

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、本規約を変更することができ、当該周知の後に会員がカードを利用された場合には、変更事項を承認したものとします。
 - ①本規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき
 - ②本規約の変更が本契約を締結した目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき
- (2) 本規約の変更にあたっては、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他適切な方法で周知するものとします。

第13条 (問い合わせ先)

商品等についてのお問い合わせは、カードをご利用された店舗にご連絡ください。

カードのご利用等についてのお問い合わせは、下記の窓口までお願いします。

株式会社天満屋ストア

本部カード担当お客様係 (10:00~17:00)

〒700-8502 岡山市北区岡町13番16号

TEL086-233-6171

楽天Edyのお問い合わせは、下記の窓口までお願いします。

楽天Edy株式会社

東京都港区港南二丁目16番5号 TEL0570-081-999

団体提携ハッピーカード特約

第1条 (適用)

団体提携ハッピーカード（以下「団体提携カード」という）の契約については、ハッピーカード規約（以下「本規約」という）に加えて団体提携ハッピーカード特約（以下「本特約」という）が適用されます。両規定が重複する場合は本特約を優先するものとします。

第2条 (会員)

会員とは、株式会社天満屋ストア（以下「当社」という）が指定する団体（以下「団体」という）に属する方およびその配偶者が本規約および本特約を承認のうえ、当社に入会の申込をされ、当社が入会を認めた方をいいます。

第3条 (団体提携カードの発行)

当社は会員に対し団体提携カードを発行し、貸与します。

第4条 (会員資格の喪失)

会員が団体を脱退した場合、その時点で会員資格を喪失し、直ちに団体提携カードを当社に返却しなければならぬものとします。

第5条 (本特約の変更)

本特約の変更については、本規約の定めに従って行うものとします。

天満屋グループハッピーカード特約

第1条 (適用)

天満屋グループハッピーカード（以下「グループカード」という）の契約については、ハッピーカード規約（以下「本規約」という）に加えて天満屋グループハッピーカード特約（以下「本特約」という）が適用されます。両規定が重複する場合は本特約を優先するものとします。

第2条 (会員)

会員とは、天満屋グループ会社の従業員（株式会社天満屋ストア（以下「当社」という）店舗内のテナント従業員は本人のみ）および同居家族の方が本規約および本特約を承認のうえ、当社に入会の申し込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。

第3条 (グループカードの発行)

当社は会員に対しグループカードを発行し、貸与します。

第4条 (会員資格の喪失)

当社が特に認める場合を除き、会員が天満屋グループ会社の従業員ではなくなった場合、その時点で会員資格を喪失し、直ちにグループカードを当社に返却しなければならぬものとします。

第5条 (本特約の変更)

本特約の変更については、本規約の定めに従って行うものとします。

ハッピーカードポイント規約

第1条 (総則)

- ハッピーカードポイント規約（以下「本規約」という）において使用する用語は別段の定めのない限り、ハッピーカード規約における用語と同様の意味とします。
- 当社が発行するカードの付帯サービスとして当社が管理するポイントであるハッピーカードポイント（以下「ポイント」という）の取り扱いについては、本規約が適用されます。

第2条 (ポイントの付与の方法)

- 会員が、当社および加盟店で商品および役務・サービスの購入または提供を受ける際にカードを提示した場合、税抜き200円で1ポイントが付与されるものとします。カードに格納された楽天Edyでお支払された場合は、税込み200円で1ポイントが付与されるものとします。なお、楽天Edyでお支払された場合に付与されるポイントをEdyポイントと呼ぶものとします。Edyポイントの付与率は、楽天Edy株式会社との契約で変更される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。Edyポイント付与対象店舗・取引については、楽天Edy株式会社が定めるところによります。
- ポイントの付与率や対象商品・サービス・付与日等の付与方法は加盟店により異なる場合があります。
- 以下の各号の場合は、ポイントの付与はできないものとします。

①精算の時にレジにてカードの提示がない場合

②当社が指定する場合を除き、他社のカードまたは他社の決済方法を利用した場合

③切手、官製はがき、タバコ、商品券、宝くじ、チケット、ギフトカード、ギフト券、図書カード、書籍、配送料、修理代等の精算

④当社内の一部専門店等、および雑事商品

(4) 会員の都合により返品した場合は、その部分のポイントは減算するものとします。

第3条 (ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、定めのないものとします。

第4条 (ポイントの利用)

(1) ポイントは、500点になると500円分のお買物券としてレジにて自動発券するものとします。お買物券は500点未満でも発券（カウンター、またはカウンターに準ずるレジにて）できます。発券したお買物券は、次回以降のお買物から利用できるものとします。現金との引換えはできません。お買物券は、お買物券記載の額面を代金の一部として利用できるものとします。お釣りは出ません。紛失しても再発行はできません。

(2) 宝くじ、印紙、切手、官製はがき、商品券類、各種ギフト券、その他当社が指定する商品やサービス等については、お買物券を利用できないものとします。

第5条 (カードの再発行時のポイント)

会員は、カードの紛失・盗難の場合は、当社所定の手続をとるものとします。当社がカードを再発行した場合は、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行できるものとします。ただし、当社に届け出るまでに、第三者に使用されたポイントは、移行できないものとします。

第6条 (退会、会員資格の喪失時のポイント)

会員が、退会または会員資格を喪失した場合は、それまでの累計ポイントは失効するものとします。

第7条 (本規約の変更)

本規約の変更については、ハッピーカード規約の定めに従って行うものとします。

改定日 2021年3月1日

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条 (個人情報の収集・保有)

(1) 会員は以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有することに同意します。

①入会申込時に会員が当社に届け出た会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、および入会後に会員が当社に届け出た事項

②商品の購入情報

(2) 当社が当社の事務を業務委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで本条(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

第2条 (個人情報の利用)

会員は、当社が以下の目的のために第1条(1)の個人情報を利用することに同意します。

- ハッピーカード（以下「カード」という）の運営管理、ポイントサービス、付帯サービス等の提供に利用する場合
- 当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合
- 当社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合
- 当社の加盟店が宣伝物・印刷物の送付等の営業活動のために利用する場合
- 会員が、生命または財産といった具体的な権利利益を侵害されるおそれがある場合
- お買上商品、ポイントサービス、カード拾得等に関して連絡するために利用する場合

第3条 (個人情報の第三者提供)

当社は、次の場合を除き会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

- 会員に了解を得た場合
- 公共機関から法令に基づく照会を受けた場合
- 生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急または会員等の同意を得ることが困難な場合
- その他法令の定めがある場合

第4条 (個人情報の共同利用)

会員は、下記に掲げる当社の子会社およびグループ

企業ならびに当社が提携する電子マネー発行会社が下記の目的のために第1条(1)を共同利用することにより同意します。なお、新たに共同利用会社が追加変更された場合、その具体的な事業内容については、当社所定の方法(当社ホームページへの掲載等)により通知または公表するものとします。

【個人情報当社と共同して利用する当社の子会社およびグループ企業】

- 株式会社天満屋(百貨店業)
- 株式会社米子しんまち天満屋(百貨店業)
- 天満屋カードサービス株式会社(クレジット業)
- 株式会社山陽セフティ(警備業)
- 株式会社セフティパーキング(駐車場業)
- せとうちデリバリーサービス株式会社(運輸業)
- 株式会社天満屋トラベル(旅行代理業)
- 天満屋みのり会サービス株式会社(前払式特定取引業)
- OEC株式会社(各種ソリューションの提供事業)
- 株式会社アイアット OEC(アウトソーシング事業、ASP事業、機器販売、受託・保守事業)
- 株式会社ティ・シー・シー(建設業、広告代理店業、宅地建物取引業)
- 株式会社天満屋レンタカー(レンタカー業)
- 株式会社天満屋ホテルズアンドリゾート(ホテル業)
- 株式会社キャリアプランニング(人材派遣業)
- 株式会社コーセイカン(印刷業)
- 株式会社天満屋スポーツパートナーズ(スポーツ施設提供業)
- 株式会社天満屋フィットネス(スポーツ施設提供業)
- 丸田産業株式会社(総合ビル管理業、携帯電話取り扱い代理店業)
- 丸田ビル株式会社(総合保険代理店業)
- 株式会社でりか菜(惣菜製造業)
- 株式会社でりかエッセン(惣菜製造業、飲食業)
- 株式会社ポムアン(婦人紳士衣料専門店業)
- 有限会社ハッピーバラエティ(移動車両による食品・生活用品等の販売業)

【当社が提携する電子マネー発行会社】

楽天E d y株式会社

【個人情報を利用する目的】

- (1) カードの運営管理、ポイントサービス、付帯サービス等の提供のための利用
- (2) 百貨店事業、スーパー事業、クレジット事業、通信販売事業、飲食店事業、ホテル事業、総合保険代理店業等における商品の発送、商品情報や催事情報をお知らせする宣伝物・印刷物の送付等による営業案内、関連するアフターサービスのための利用
- (3) 百貨店事業、スーパー事業、クレジット事業、通信販売事業、飲食店事業、ホテル事業、総合保険代理店業等における市場調査・商品開発のための利用
- (4) お客様の不利益にならない場合であって、緊急を要する連絡の必要がある時の利用

【共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称】

株式会社天満屋ストア

第5条(個人情報の開示等)

- (1) 会員は、当社に対し登録内容の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を求めることができるものとします。
- (2) 会員は、第1条で記載する個人情報に対して個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。なお、当社と個人情報を共同利用する会社に対しては当社が窓口となって開示の請求を承ります。開示には作成等にかかる実費(コピー代金等)の手数料を頂戴いたします。
- (3) 個人情報の内容が事実ではないことが判明した場合には、当社が速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- (4) 第2条(2)(3)(4)ならびに第4条(2)(3)による同意を得た範囲内で当社および当社グループ企業が当該情報を利用している場合であっても会員から停止の申し出があった場合は、原則としてそれ以降の利用を停止する措置をとるものとします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、本同意条項の全部または一部を承認できない場合、カード発行をお断りする場合があります。ただ

し、第2条(2)(3)(4)のみに同意しない場合は当社がこれを理由としてカード発行をお断りすることはありません。

第7条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除・利用停止の申し出についての会員からのお問合せに関しては下記の窓口で承ります。

株式会社天満屋ストア カード担当
お客様係(10:00~17:00)
〒700-8502 岡山市北区岡町13番16号
TEL086-233-6171

第8条(本同意条項の変更)

本同意条項は、法令で定める手続きにより必要な範囲内で変更できるものとします。当社が本同意条項を変更した場合は、変更事項を当社所定の方法(当社ホームページへの掲載等)により変更事項を会員に通知または公表するものとします。

改定日 2021年3月1日